

## 京都市肝炎ウイルス（B型・C型）無料検査実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、平成28年4月1日付け健肝発0401第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知「「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正について」に基づき、肝炎ウイルスに感染した人を早期に発見し、検査・治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、京都市肝炎ウイルス（B型・C型）無料検査事業の実施に必要な事項を定める。

### （実施主体）

第2条 実施主体は、京都市とする。

### （対象者）

第3条 対象者は、京都市肝炎ウイルス（B型・C型）検査（以下「肝炎検査」という。）を希望する京都市民とする。

### （検査の実施場所）

第4条 肝炎検査は、京都市肝炎検査協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）において、実施する。

### （検査の申込方法）

第5条 肝炎検査を受けようとする者は、自ら当該協力医療機関に連絡し、検査の予約を行うとともに、検査を受けるに当たっては、健康保険証（住所の記載があるもの）又は運転免許証など、本人の住所及び氏名が確認できる書類を提示しなければならない。

### （検査の項目及び方法等）

第6条 肝炎検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査並びにC型肝炎ウイルス検査とし、その検査方法は次のとおりとする。

(1) B型肝炎ウイルス検査

HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHC

V抗体測定系を用いること。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うものとする。

なお、定量的な判断のできる検査方法を用いること。

(結果通知等)

第7条 肝炎検査の結果については、医師等から、検査を受けた者に説明を行う。陽性の場合には、「京都市ウイルス性肝炎患者等フォローアップ事業」について説明するとともに、精密検査の勧奨等について指導を行う。陰性の場合には、今後、自覚症状等が出現したときに受けるべき検査等について指導を行う。

(自己負担)

第8条 肝炎検査の自己負担額は、無料とする。

(個人情報への遵守)

第9条 本事業の実施に当たっては、個人情報及びプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、肝炎検査の実施に関し必要な事項は、医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。